

個人情報訂正等申出書

（財）仙台勤労者職業福祉センター理事長

（申出者）住所 〒
氏名

（電話

〔法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

（財）仙台勤労者職業福祉センターが保有する自己に関する個人情報について、（財）仙台勤労者職業福祉センター個人情報保護規程第21条の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を求めます。

開示を受けた年月日 該当する場合記入してください	年 月 日	
開示を受けた 個人情報の内容 該当する場合記入してください		
当該個人情報 の中で訂正等を 求める箇所	訂正 ・ 削除	
訂正等を求める内容 訂正等後の内容を 記入してください。		
訂正等を求める 者の区分	(1) 本人 (2) 法定代理人 (3) 相続人等 (4) 委任 代理人	
本人以外 が求める 場合	本人（死者）と の関係	(1)未成年者の法定代理人（本人の (2)成年被後見人の法定代理人（本人の (3)死者との関係(第14条第2項第 号死者の (4)本人又はその相続人等が委任した代理人
	本人（死者）の 氏名	
	本人（死者）の 住所	〒 (電話)

〔処理欄〕 次の欄は記入しないで下さい。

訂正等を求める 者の確認	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)その他 () (4)本人の法定代理人の資格確認 () (5)相続人等の資格確認 () (6)相続人等の法定代理人の資格確認 () (7)本人又はその相続人等が委任した代理人の資格確認 ()
備 考	

（裏 面 へ）

（注）(1) 個人情報訂正等申出書の提出の際には、次の書類の提出又は提示が必要です。
本人であることを証明する書類（運転免許証等）

個人情報開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書又は他の法令等により開示された情報についてはその旨を証明する書類
訂正等の内容が事実と合致することを証明する書類

- (2) 本人の法定代理人又は相続人等が求める場合は、(注)(1)の書類のほか、本人又は死者との関係を証明する書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)の提出又は提示が必要です。(相続人等の法定代理人の場合には、(注)(1)の書類のほか、相続人等との関係を証明する書類(戸籍謄本等)及び相続人等と死者との関係を証明する書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)の提出又は提示が必要です。)本人又はその相続人等が委任した代理人が求める場合には、(注)(1)及び(注)(2)の書類のほか、委任代理人であることを証明する書類(委任状等)の提出又は提示が必要です。
- (3) 法人が求める場合は法人の社員であることを証明する書類(身分証明書等)及び社員にあっては法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- (4) 「本人以外が求める場合」欄には、本人の法定代理人又は委任代理人の場合には「本人」、相続人等の場合には「(死者)」について記載して下さい。(なお死者の住所は死亡時の住所を記載して下さい。電話番号欄の記入は不要です。)
- (5) 相続人等の法定代理人又はその委任代理人が求める場合は、「本人以外が求める場合」の「本人(死者)との関係」欄は「相続人等との関係」に、「本人(死者)の氏名」欄は「相続人等の氏名」に、「本人(死者)の住所」欄は「相続人等の住所」に読み替えて記載し、備考欄には「相続人等と死者との関係(第14条第2項第 号本人の)」、「死者の氏名」、「死者の死亡時の住所」を記載して下さい。
- (6) 本書面に記載された個人情報は、担当課(仙台市市政情報センターに提出された場合は担当課及び同センター)において、個人情報訂正等申出事務に利用されません。